

幼稚園就園奨励費補助金について

保護者のみなさまへ

美濃市教育委員会

美濃市では、幼稚園教育の振興を促進し、私立幼稚園に通う保護者の経済的負担を軽減するために入園料および保育料の一部を助成します。そのために別紙の保育料等減免措置に関する調書を提出ください。

対象となる方は、美濃市内に住んでいて、私立幼稚園に就園する満3・3・4・5歳児の保護者で、平成30年度の市民税について、下記の区分に該当する方です。

課税額の算定については、父母及びそれ以外の扶養義務者(家計の主宰者である場合に限る。)のすべての者所得割課税額の合計額となります。

申請手続きは、幼稚園から配布される「保育料等減免措置に関する調書」に必要事項を記入して幼稚園に提出して下さい。

また、ひとり親世帯等の特例を受ける方は、要件を証明できる書類(写し)と一緒に提出して下さい。

○ 区分ごとの交付限度額(年額)

階層区分	補助対象経費	多子区分		
		第1子	第2子	第3子以降
I 生活保護法の規定による保護を受けている世帯	入園料、 保育料の 合算額	308,000円		
II 平成30年度の市民税が非課税となる世帯		272,000円	308,000円	
平成30年度の市民税の所得割が非課税となる世帯(均等割のみ)				
★1 III 平成30年度の市民税の所得割課税の額が77,100円以下の世帯		187,200円	247,000円	308,000円
★2 IV 平成30年度の市民税の所得割課税の額が211,200円以下の世帯		62,200円	185,000円	308,000円
V 上記区分以外の世帯	—	154,000	308,000円	

○ 階層区分ごとの多子軽減の適用条件

多子軽減の適用に関しては、第Ⅲ階層(市町村民税所得割額77,100円以下の世帯)以下の世帯については、多子計算に係る年齢制限を撤廃、第Ⅳ階層(市町村民税所得割額77,101円以上の世帯)以上の世帯については、従前のおり小学校3年生までの兄・姉の数に応じて、多子世帯の負担軽減を図る。多子計算に係る兄・姉については、生計を一にする者に限る。

○ 第3子以降保育料無償化の特例

上記の区分Ⅳ(市民税所得課税額211,200円以下の世帯)において、扶養している児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童)が3人以上いる世帯で、市民税所得割額が97,000円未満の世帯は、第3子以降の児童の交付限度額を308,000円とする特例があります。

○ ひとり親世帯等の特例

ひとり親世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯、そのほかの世帯(生活保護法に定める要保護者等困窮していると市長が認めた世帯)については、下記の交付限度額とします。(年額)

階層区分	補助対象経費	多子区分		
		第1子	第2子	第3子以降
Ⅰ 平成30年度の市民税が非課税となる世帯 平成30年度の市民税の所得割が非課税となる世帯(均等割のみ)	入園料、保育料の合算額	308,000円		
		272,000円	308,000円	308,000円
Ⅱ 平成30年度の市民税の所得割課税の額が77,100円以下の世帯				

※ この特例をうけるには、要件を証明できる書類(写し)の提出が必要です。

- ①ひとり親の世帯 ⇒ 児童扶養手当証書又は戸籍謄本
- ②～⑤の世帯 ⇒ 各要件を証明できるもの

* 「ひとり親世帯等」とは、次のいずれかの要件に該当する世帯です。

- ① 児童を扶養している保護者に配偶者のない世帯(ひとり親)
- ② 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方が属する世帯
- ③ 特別児童扶養手当の支給対象児童が属する世帯
- ④ 障害基礎年金の受給者が属する世帯
- ⑤ 生活保護法のような保護者に準ずると認める世帯

提出がない場合は、該当世帯であっても特例を認められません。

○ 5歳児に対する特例

平成30年度は、5歳児1人つき就園奨励費補助金の所得制限等を撤廃し、国の基準額に上乗せして補助金を「年額308,000円」又は「入園料・保育料に相当する額」のいずれか低い額を交付します。

○ 支給方法

補助金支給時期は年2回に分け、4月から9月までの分を10月末に、10月から翌年3月までの分を3月末に各幼稚園より支給予定です。

- 注
- 1. 補助の対象額は支払われた入園料、保育料の合計額とする。
 - 2. 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は所得割課税額の合計額とする。
 - 3. 中途入・退園等による補助額は、上記の月割りした額とする。
 - 4. 年度途中で住所変更等異動がありましたら、速やかに在園幼稚園に報告・1月1日現在市外に住居票があった方は、その住所地で「当年度市町村民税所得・課税証明書」を取り寄せてください。
 - 5. 実際の支払額が限度額を下回る場合は、当該支払額を限度とする。
 - 6. 市民税の所得割課税額については、住宅借入金等特別税額控除前の所得割課税額を用いて、所得階層区分を決定する。

なお、ご不明な点がございましたら美濃市教育委員会学校教育課(Tel.0575-35-2711)までお願いします。

※また、この補助金については、国からの補助金も含まれております。